

木城町浄化槽設置整備事業補助金について

木城町内において専用住宅に10人槽以下の浄化槽を設置しようとする者に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

○補助対象地域

次に掲げる区域を除く町内の地域が交付対象地域となります。

- ・公共下水道の事業認可区域、または農業集落排水事業計画決定区域

○補助金を交付できない方

- ・法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201条)第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する方
- ・販売の目的で浄化槽付き住宅を建築する方
- ・専用住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られない方
- ・浄化槽配管設置に関する補助金で新築の場合
- ・申請家屋に居住する者に税、使用料等の滞納がある場合
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する方
- ・その他町長が不相当と認めた方

○補助金額

人槽区分	工事の種類	基準額(千円)	補助率(%)	補助額(千円)
5人槽 (129㎡以下)	新築	750	64	480
	汲取り及び 単独有住宅		80	600
7人槽 (130㎡以上)	新築	960	64	614
	汲取り及び 単独有住宅		80	768
10人槽 (2世帯住宅)	新築	1,430	60	858
	汲取り及び 単独有住宅		72	1,029

○問い合わせ・申請先

合併浄化槽設置補助事業に関する問い合わせ・申請につきましては、木城町役場 環境整備課 上下水道係 TEL0983-32-4728までお願いします。

なお、工事着工前に申請下さい。着工後の申請は補助対象外ですのでご注意下さい。